

## 航空法の一部を改正する法律要綱

### 第一 無人航空機の定義

この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいうものとする。

（第二条関係）

### 第二 無人航空機の飛行の禁止空域

何人も、次に掲げる空域においては、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、無人航空機を飛行させてはならないものとする。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域

二 一に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

(第百三十二条関係)

### 第三 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる者は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならないものとする。

一 日出から日没までの間において飛行させること。

二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保って飛行させること。

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。  
(第三百三十二条の二関係)

#### 第四 搜索、救助等の特例

第二及び第三の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し搜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しないものとする事。  
(第三百三十二条の三関係)

#### 第五 その他

罰則に関し所要の改正を行うものとする事。

(第百五十七条の四関係)

#### 第六 附則関係

##### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。  
(附則第一条関係)

## 二 検討

政府は、無人航空機に関連する技術の進歩の状況、無人航空機の利用の多様化の状況その他の事情を勘案し、無人航空機の飛行の安全に一層寄与し、かつ、無人航空機を使用する事業の健全な発展に資する方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

### 三 関係法律の整備

関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第三条及び第四条関係)